

三重縣公報

第千四百四十五號

明治卅五年四月廿二日

火曜日

○縣令

●三重縣令第二十三號

龜山警察署關分署ハ明治三十五年四月三十日限リ廢止ス

明治三十五年四月廿二日

三重縣知事古莊嘉門

(參照)

明治三十二年(三月)三重縣令第十八號中抄錄

龜山警察署關分署

位置 鈴鹿郡關町大字中町

所轄

鈴鹿郡之内

關 町 坂下村 加太村 神邊村 白川村

●三重縣令第二十四號

明治三十二年(三月)三重縣令第十八號警察區畫中左ノ通改正シ明治三十五年五月一日ヨリ實施ス

明治三十五年四月廿二日

三重縣知事古莊嘉門

龜山警察署所轄ヲ鈴鹿郡一圓ト改ム

(參照)

明治三十二年(三月)三重縣令第十八號中抄錄

龜山警察署

所轄

鈴鹿郡之内

龜山町 槇尾村 晝生村 石藥師村 國府村 牧田村 高津瀨村 庄野村 井田川村 川崎村
 深伊澤村 庄内村 野登村 椿村 久間田村

○訓令

●三重縣訓令甲第三十八號

郡市役所
町村役場

神職ハ神明ニ奉仕シ齋肅恭敬其ノ職ヲ盡クヌヲ以テ本分トシ苟モ政治ヲ論議シ政黨ニ關與スル
 カ如キ本分以外ノ行爲アルヲ許サス故ニ明治二十七年衆議院議員總選舉ニ當リ特ニ戒飭スル所
 アリシニ今ヤ總選舉ノ期又將ニ至ラントス此ノ時ニ方リ其ノ部内神職ニ於テモ宜シク其ノ本分
 ヲ顧ミ選舉ニ關係スル等ノ行爲爲無之樣嚴重ニ訓諭方取計フヘシ

明治三十五年四月廿二日

三重縣知事古莊嘉門

○告示

●三重縣告示第八十六號

明治三十二年(四月)三重縣告示第四十九號巡查派出所駐在所位置中左ノ通變更シ明治三十五年

五月一日ヨリ實施ス

明治三十五年四月廿二日

三重縣知事古莊嘉門

龜山警察署所轄

派出所位置中「全關町中町」ヲ加フ

駐在所位置中「全加太村、全坂下村坂下、全神邊村布氣」ヲ加フ

(參照)

明治三十二年(四月)三重縣告示第四十九號中抄錄

龜山警察署所轄

派出所位置(鈴鹿郡龜山停車場)

鈴鹿郡晝生村中庄	全	國府村	國府
全 牧田村甲斐	全	石藥師村	石藥師
全 久間田村下大久保	全	庄野村	庄野
全 川崎村川崎	全	庄内村	庄内
全 深伊澤村伊船	全	椿村	山本
全 野登村兩尾	全	井田川村	小田

龜山關分署所轄
警察署

駐在所位置
 (鈴鹿郡加太村 全 坂下村坂下
 全 神邊村布氣)

○廳中事項

●叙任辭令

四月十七日

任三重縣志摩郡書記

結城十助

月俸拾四圓給與

四月十八日

(各通)

鈴木旭

任三重縣技手

月俸拾圓給與

警察部衛生課勤務ヲ命ス

倉田松藏

任三重縣技手

警察部保安課勤務ヲ命ス

四月十九日

群馬縣看守長

井上信之助

任三重縣監獄書記兼看守長

給六級俸

宇治山田監獄支署長ヲ命ス

給六級俸

監獄書記兼看守長

大宮八藏

監獄署第一課長兼第二課長ヲ命ス

監獄署歲入歲出外現金出納官吏ヲ命ス

(各通)

看守長兼監獄書記

印南金次郎

監獄書記兼看守長

俵暹

給八級俸

三重縣看守長兼監獄書記

服部菊次郎

任三重縣監獄書記兼看守長

給八級俸

監獄書記兼看守長

谷口豐藏

海藏監獄支署長ヲ命ス

明治卅五年四月廿二日印刷發行

三重縣廳

三重縣津市釜屋町廿一番屋敷